

事務連絡
令和6年8月5日

各都道府県防災主管部（局） 御中

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（避難生活担当）

災害時における入浴支援の実施に向けた連携の強化について

平素より防災行政の推進にご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

内閣府では、災害が発生した場合における避難所の良好な生活環境の確保に向け、「避難所運営ガイドライン」（平成28年4月（令和4年4月改定）内閣府（防災担当）等を作成し、適切な避難所運営を行っていただくよう依頼してきたところです。当該ガイドラインにおいては、入浴は体を清潔にし、ストレス解消にも効果があることから、既存の入浴施設の活用等、状況に応じて適切な対応を検討するようお願いしております。

避難所における避難者の入浴機会の確保にあたっては、平時から自治体と民間の入浴施設事業者が緊密に連携しておくことも有効な手段の一つとなります。実際に、県と生活衛生同業組合との間で災害時の入浴支援の提供に関する協定を締結した例（別添1）や、事前の協定は締結していないものの、日頃から情報共有していたことが、災害時における円滑な入浴支援の実現につながった例（別添2）があります。

つきましては、こうした事例も参考にしつつ、各自治体において、避難所における避難者の入浴機会の確保のため、協定の締結等による入浴施設事業者との連携の強化について検討を進めさせていただきますようお願いいたします。なお、都道府県におかれましては、市町村のみでは必要な施設数の確保といった対応が困難な場合も想定されるので、都道府県単位での協定締結を検討ください。

また、災害救助法が適用されている場合、避難所における避難者に入浴機会を提供するための入浴施設の入浴料については、災害救助法による国庫負担の対象となります。

管内各市町村の防災主管部局に対しても、本事務連絡の内容について周知していただきますようお願いいたします。

【本件問合せ先】
内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（避難生活担当）付
鈴木・藤川・前原・坂本
TEL：03-3501-5191（直通）

県と生活衛生同業組合との間で災害時の入浴支援の提供に関する協定を締結した例（愛媛県のホームページより抜粋）

別添1

災害時における被災者等に対する入浴支援等に関する協定

愛媛県（以下「甲」という。）と愛媛県公衆浴場業生活衛生同業組合（以下「乙」という。）は、災害時における被災者等に対する入浴支援等に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、愛媛県において地震、風水害、その他大規模な事故等により多数の被災者が発生した場合（以下「災害時」という。）、甲から乙に一定期間協力を要請し、入浴支援や生活用水等の提供等を迅速かつ円滑に行うことを目的とする。

（協力の要請）

第2条 甲は、第1条の目的を達成するために、次の業務について必要が生じた場合は、乙に対して一定期間協力を要請するものとする。

- (1) 被災者等に対する入浴支援
- (2) 被災者等に対する生活用水の提供
- (3) 生活支援物資の置場提供
- (4) その他甲の要請により乙が応じられる事項

2 前項の要請は、別記様式1の文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話、ファクシミリ等により要請し、事後に文書を送付するものとする。

（業務の実施）

第3条 乙は、前条の要請を受けたときは、できる範囲で要請業務を実施するものとする。

2 乙は、業務の実施にあたり、業務内容、方法等について、業務実施先の市町と打ち合わせ、確認を行うものとする。

（業務の報告）

第4条 乙は、第2条各号の協力を実施したときは、速やかに別記様式2により甲に報告を行うものとする。

（経費の負担）

第5条 乙がこの協定に基づき実施した業務に係る費用は、甲が負担するものとする。

2 甲が前項の規定により負担する額は、災害の発生直前における市場の適正な価格及び災害救助法に基づく基準額を基準とし、甲乙協議の上、決定するものとする。

（経費の請求）

第6条 乙は、前条の経費を甲に請求する場合は、甲の指定する方法により、一括して請求するものとする。

（経費の支払い）

第7条 甲は、前条の規定により乙から経費の請求があった場合は、速やかに支払うものとする。

（連絡責任者）

第8条 この協定の実施に関する連絡責任者は、甲にあっては愛媛県保健福祉部健康衛生局薬務衛生課長、乙にあっては愛媛県公衆浴場業生活衛生同業組合理事長とする。

（災害時の情報提供）

第9条 乙は、この協定に基づく業務の実施中に得た災害情報を、積極的に甲に提供するもの

とする。

(守秘義務)

第 10 条 乙は、この協定に基づく業務を行う場合において知り得た個人情報を、第三者に漏らしてはならない。

(協議)

第 11 条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第 12 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して 1 年間とする。ただし、この協定の有効期間満了日の 1箇月前までに、甲又は乙から何ら意思表示がないときは、有効期間満了の日から起算して 1 年間この期間は延長され、その後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有するものとする。

平成 26 年 6 月 12 日

甲 愛媛県松山市一番町四丁目 4 番地 2

愛媛県
知事 中村 時広

乙 愛媛県松山市萱町 2 丁目 2-10

愛媛県公衆浴場業生活衛生同業組合
理事長 尾原 譲

事前の協定は締結していないものの、日頃から情報共有していたことが、災害時における円滑な入浴支援の実現につながった例（「避難所における生活環境の改善および新型コロナウイルス感染症対策等の取組事例集」（内閣府防災）より抜粋）

別添2

温泉事業者による避難者や在宅避難者への入浴機会の提供（佐賀県大町町）

1) 実施内容

令和3年8月豪雨時に、避難所に入浴施設がなく入浴機会が得られない避難者や自宅の被災により風呂を使用することができない世帯から入浴機会がほしいと声が上がったことから、町内の日帰り温泉施設（1か所）に相談し、入浴料を免除（町が負担）することで入浴機会を提供することができた。災害発生直後は利用者を制限せず、罹災証明書交付が進んだ段階で罹災証明書交付世帯に限定した。入浴時、被災者はフロントで罹災証明書を提示し、住所、氏名、利用人数を記入した。また、被災者だけでなく被災地で活動していた災害ボランティア登録スタッフも対象とし、配布されるステッカーを提示し入浴することとしていた。

被災者へは、ホームページへの掲載、避難所への掲示、防災無線等による周知を行った。

2) 取組上の課題・工夫

施設利用にあたっては、車が使用できない方や在宅避難者でも行き来できるよう、被災地区及び避難所に停留所を設置し、マイクロバスで定時に送迎する等、利用にあたってのハードルを下げる工夫もセットで提供された。

当該温泉事業者とは事前の協定は締結していないものの、もともと町が誘致した企業であり、運営方法などについて定期的に意見交換を行い、日頃から情報共有していたことが、円滑な支援の実現につながったと考える。

図表8 大町町ホームページでの入浴機会の情報提供

期間																																																																								
令和3年8月24日（火）から 令和3年12月31日（金）																																																																								
送迎バス運行時間（※毎週 火曜日、木曜日、土曜日、日曜日に運行）																																																																								
入浴支援マイクロバス 時刻表																																																																								
各避難所⇒大町温泉ひじり乃湯ルート 時刻表				大町温泉ひじり乃湯⇒各避難所ルート 時刻表																																																																				
所要時間：40分 運行曜日：火・木・土・日				所要時間：40分 運行曜日：火・木・土・日																																																																				
<table border="1"><thead><tr><th>施設名</th><th>第1便</th><th>第3便</th><th>第5便</th><th>第7便</th><th>施設名</th><th>第2便</th><th>第4便</th><th>第6便</th><th>第8便</th><th>第9便</th></tr></thead><tbody><tr><td>美郷 発</td><td>1500</td><td>1620</td><td>1740</td><td>1900</td><td>大町温泉 ひじり乃湯</td><td>1540</td><td>1700</td><td>1820</td><td>1940</td><td>2100</td></tr><tr><td>大町町公民館 発</td><td>1510</td><td>1630</td><td>1750</td><td>1910</td><td>下湯公民館 善</td><td>1550</td><td>1710</td><td>1830</td><td>1950</td><td>2110</td></tr><tr><td>中島公民館 発</td><td>1520</td><td>1640</td><td>1800</td><td>1920</td><td>中島公民館 善</td><td>1600</td><td>1720</td><td>1840</td><td>2000</td><td>2120</td></tr><tr><td>下湯公民館 発</td><td>1530</td><td>1650</td><td>1810</td><td>1930</td><td>大町町公民館 善</td><td>1610</td><td>1730</td><td>1850</td><td>2010</td><td>2130</td></tr><tr><td>大町温泉 ひじり乃湯 善</td><td>1540</td><td>1700</td><td>1820</td><td>1940</td><td>美郷 善</td><td>1620</td><td>1740</td><td>1900</td><td>2020</td><td>2140</td></tr></tbody></table>							施設名	第1便	第3便	第5便	第7便	施設名	第2便	第4便	第6便	第8便	第9便	美郷 発	1500	1620	1740	1900	大町温泉 ひじり乃湯	1540	1700	1820	1940	2100	大町町公民館 発	1510	1630	1750	1910	下湯公民館 善	1550	1710	1830	1950	2110	中島公民館 発	1520	1640	1800	1920	中島公民館 善	1600	1720	1840	2000	2120	下湯公民館 発	1530	1650	1810	1930	大町町公民館 善	1610	1730	1850	2010	2130	大町温泉 ひじり乃湯 善	1540	1700	1820	1940	美郷 善	1620	1740	1900	2020	2140
施設名	第1便	第3便	第5便	第7便	施設名	第2便	第4便	第6便	第8便	第9便																																																														
美郷 発	1500	1620	1740	1900	大町温泉 ひじり乃湯	1540	1700	1820	1940	2100																																																														
大町町公民館 発	1510	1630	1750	1910	下湯公民館 善	1550	1710	1830	1950	2110																																																														
中島公民館 発	1520	1640	1800	1920	中島公民館 善	1600	1720	1840	2000	2120																																																														
下湯公民館 発	1530	1650	1810	1930	大町町公民館 善	1610	1730	1850	2010	2130																																																														
大町温泉 ひじり乃湯 善	1540	1700	1820	1940	美郷 善	1620	1740	1900	2020	2140																																																														

資料) 大町町ホームページ